

## 1 目的

東日本大震災に伴う事故由来放射性物質による環境への影響に対する市民の不安解消を図り、安全安心な市民生活を確保するため、放射線に係る監視・測定、情報の収集・発信等の安全対策を継続的に実施するための基本事項を定め、全庁的な取組を推進することを目的とする。

## 2 対象

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質を対象とする。

## 3 放射線安全対策に関する基本的考え方

本市における放射性物質による影響は、健康や生活環境の保全に直ちに影響を及ぼす状況にはないものの、安全・安心な市民生活の確保に向け、全庁的な体制のもと、放射線量等の監視を継続的に実施するとともに、放射性物質に関する情報の一元的な収集、管理と迅速かつ分かりやすい発信に努めるなどにより、効果的な取組を進める。

放射線に関する課題等を踏まえ、安全・安心な市民生活の確保に向け、5つの柱を次のとおり定める。

- (1) 環境モニタリングの実施、評価及び対応に関する事項
- (2) 食品等のモニタリングの実施、評価及び対応に関する事項
- (3) ごみ焼却灰、下水汚泥焼却灰等の安全な処分等に関する事項
- (4) 情報の収集及び発信に関する事項
- (5) 全庁的な取組の推進に関する事項



モニタリングポスト  
(公害研究所)



焼却灰の一時保管状況

## 4 具体的な取組

5つの柱に基づき、本市が実施する具体的な取組みは、次のとおり。

### (1) 環境モニタリングの実施、評価及び対応

#### ア 環境モニタリング

空間放射線量の常時監視、水質・土壌等の放射性物質濃度の測定を実施する。

#### イ 汚泥、焼却灰等のモニタリング

引き続き、測定を実施し、結果を公表する。

### (2) 食品等のモニタリングの実施、評価及び対応

食品、飲料水等について、安全・安心な食生活を確保するため、継続して検査を実施し、食品衛生法上の基準により検査結果の評価を行う。

### (3) ごみ焼却灰、下水汚泥焼却灰等の安全な処分等

埋立てによる海域への影響、影響低減のための対策効果等の評価を行い、安全・安心の観点から必要な措置を講じることなどにより、最終的な再利用や処分の方法の確立に向けて取り組む。

### (4) 情報の収集及び発信

市ホームページによるモニタリング、評価、対応措置等に関する情報の収集と発信の実施、また、ホームページを利用できない市民に対し、紙媒体による情報提供に努める。

### (5) 全庁的な取組の推進

全庁的な取組を効果的に推進するため、当面は、東日本大震災対策本部放射性物質対策検討特別部会で検討を行い、当該対策本部会議で決定する。また、必要に応じて、科学的な知見に基づく適切な対応を図るため、有識者による委員会を設ける。

## 5 放射性物質モニタリング計画

環境、食品等のモニタリングの実施等を基本として、「放射性物質モニタリング計画」により、全庁的かつ効果的な取組を推進する。